

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 024-577-6107 (平日の午前9時～午後6時)

担当 介護支援専門員

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 梁川ホーム指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人信達福祉会 梁川ホーム指定居宅介護支援事業所
所在地	福島県伊達市梁川町字東土橋65-1
介護保険指定番号	居宅介護支援(0772000095号)
サービスを提供する地域	伊達市梁川町

※ 上記地域以外の方でもご希望ある場合はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
所 長	1名		業務掌理 職員の指揮監督	1名
管理者	1名		管理業務 居宅サービス計画の作成等	1名
介護支援専門員	3名		居宅サービス計画の作成等	3名

(3) 営業時間

平日 午前9時～午後6時 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く)

※緊急連絡電話 電話 024-577-6107

(営業時間以外は携帯電話へ転送されます。)

3. 居宅介護支援の提供するサービス内容

(1) 居宅サービス計画の作成

サービス計画までの手順は次のとおりです。

- ・ 自宅を訪問し、利用者や家族からお話を伺います。
- ・ 利用者の了解を得て、主治医に意見を伺うことがあります。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて検討します。
- ・ サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

- (2) 情報の提供
- (3) 要介護認定の申請、変更の代行
- (4) 関連事業者等の連絡調整
 - ・ 病院等に入院する場合には、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに退院後の円滑な在宅生活への移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携する必要があるとございます。病院等に入院する必要がある場合には、ご本人またはご家族から担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えていただきますようお願いいたします。
- (5) 給付管理票の作成・提出

4. 利用料金

(1) 利用料

- ・ 要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。
- ・ 介護保険適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦、下記のとおり料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、保険者である市町村の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。
- ・ 料金が発生する場合、利用月の合計額の請求書を、翌月10日までに通知しますので、翌月25日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払わない場合、1ヶ月について下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

要介護1、2	10,860円
要介護3、4、5	14,110円
特定事業所加算Ⅱ	4,210円
初回加算	3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円
退院・退所加算カンファレンス無	4,500円
退院・退所加算カンファレンス有	6,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
特定事業所医療介護連携加算	1,250円
通院時情報連携加算	500円
特別地域加算	基本報酬の15%
介護職員等処遇改善加算	基本報酬の2.1%

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込みください。当事業従事者がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

15日前までに、文書で申し出ればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了30日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保健施設に入所した場合（予め入所期間が3ヶ月以上と見込まれる場合）
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）要支援1、要支援2と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者・家族・関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、必要に応じてサービスの見直し、契約の解除、関係機関への通報等の対応を行う場合があります。

- ・従業員に対する著しい迷惑行為や不当な要求、暴言・暴力等のカスタマーハラスメント
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- ・サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること

6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について（重要事項説明書別紙）

7. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営理念

《安全・安心・ゆとりの梁川ホーム》

1. 梁川ホームは、利用者の主体性と自主性を尊重し、人間としての尊厳に根ざした介護を進めます。
2. 梁川ホームは、家族・地域社会との連携を密にし、あたたかい家庭的環境を築きます。

(2) 運営の方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ② 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ③ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスが利用できるよう努めます。

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	有	
調査（課題把握）の方法	—	居宅サービス計画ガイドライン
介護支援専門員への研修の実施	有	
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客様のご都合により解約した場合の解約料	無	

8. 緊急時・事故発生時の対応

- ①介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務中に、利用者の病状に急変、事故等の緊急事態が生じたときは、速やかに家族、主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者、必要に応じて保険者に報告します。
- ②サービス提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・心身・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

9. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

- ①事業所は、感染症の予防及びまん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
 - ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
 - ・感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対する感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に

実施しています。

10. 虐待の防止について

- ①事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に上げるとおり必要な措置を講じます。
 - ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ・虐待の防止のための指針を整備しています。
 - ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的を実施しています。
- ②サービス提供中に、当該事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

11. 非常災害対策

- ①事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を年2回実施します。

12. サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の苦情解決責任者
所長 八巻 正広
- ② 当事業所の苦情受付担当
担当 介護支援専門員
電話 024-577-6107
- ③ 梁川ホーム担当の苦情解決委員会第三者委員
(伊達市人権擁護委員)
(伊達市人権擁護委員)
- ④ その他
当事業所以外に、保険者である市町村、または国保連合会の相談・苦情窓口（024-528-0040）でも受け付けています。

13. その他運営に関する重要事項

- ① 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- ③ その他運営に関する重要事項は、社会福祉法人信達福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めます。

1 4. 当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 信達福祉会
代表者役職・氏名	理 事 長 星 祐 一
本部所在地・電話番号	福島県伊達市梁川町字東土橋 6 5 - 1 Tel 0 2 4 - 5 7 7 - 6 6 8 8
定款の目的に定めた事業	1、第一種社会福祉事業 ① 特別養護老人ホーム梁川ホーム ② 軽費老人ホームケアハウス広瀬 2、第二種社会福祉事業 ① 老人短期入所事業 ② 老人デイサービス事業 ③ 生計困難者に対する相談支援事業 3、公益を目的とする事業 ① 居宅介護支援事業 ② 地域包括支援事業

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者

〈事業者名〉	梁川ホーム指定居宅介護支援事業所
〈住所〉	福島県伊達市梁川町字東土橋 6 5 - 1
〈説明者〉	職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、契約書および本書面より、事業所から居宅介護支援についての重要事項
の説明を受けました。

利用者

〈住所〉	伊達市梁川町
〈氏名〉	印

利用者の家族

〈住所〉	
〈氏名〉	印